

(組合員たる資格)

第6条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。ただし、第1号から第5号に掲げる退職者のうち、この組合の地区内に住所若しくは居所を有しない者又は地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職処分により退職した者（地方公務員法の適用を受けない職員については地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職処分相当の処分により退職した者）についてはこの限りでない。

- (1) 神戸市職員定数条例（昭和24年9月条例第146号）（以下「定数条例」という。）第2条に規定する神戸市職員（以下「神戸市職員」という。）及びその退職者
ただし、定数条例第2条第2項により職員の定数に含まないとされている職員は組合員とする
- (2) 神戸市職員をもって組織する共済組合、共助組合、職員団体若しくは労働組合に勤務する者
- (3) 神戸市立学校に勤務する県費負担教職員であった退職者
- (4) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月28日条例第49号）（以下「派遣条例」という。）別表第1に規定する特定法人（神戸市の外郭団体等）に派遣された者
- (5) 派遣条例別表第1に規定する特定法人の職員及びその退職者
- (6) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年4月26日法律第50号）第10条の規定により、任命権者の要請に応じ神戸市を退職し、引き続き派遣条例別表第2に規定する特定法人の職員となる者
- (7) 第1号から第6号までに掲げる者に直接関係を有する法人又は団体
- (8) 神戸市以外の地方公共団体へ派遣された者
- (9) 上記各号に掲げる者に準じる者で、組合長が認める者

2 第1項の規定にかかわらず、別表1各項の1に該当する者は、この組合の組合員となることができない。

別表 1

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)
- 2 次の各号の1に該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること